

経営実務 Q&A（令和 3 年 1 月号）  
「Q5 国からの助成金」の補足説明

「月報私学」令和 3 年 1 月号（第 277 号）に掲載した経営実務 Q&A のうち、「Q5 国からの助成金」について、内容の補足説明を致します。

厚生労働省が新たに創設した、小学校等の臨時休業に伴う保護者の休暇取得支援のための助成金は、助成対象となる事業主が雇用する労働者が雇用保険被保険者か否かにより支給要領が異なります。

2つの助成金は名称が似ていますが、1月号の Q5 は①の雇用保険被保険者以外の人に係る助成金についての Q&A になります。

①「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金」（Q5 に記載）

対象：雇用保険被保険者以外

助成金の原資：国費

会計処理：（大科目）補助金収入/経常費等補助金、（小科目）国庫補助金（収入）などが妥当と考えられます。

支給決定金額は「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金支給決定通知書」で確認できます。

②「両立支援等助成金 新型コロナウイルス感染症小学校休業等対応コース」

対象：雇用保険被保険者

助成金の原資：事業主が負担する雇用保険料

会計処理：（大科目）雑収入、（小科目）両立支援等助成金（収入）など

雇用保険法に基づく雇用安定事業の枠組みの中での助成金で、原資には事業主が負担する雇用保険料が充当されます。国又は地方公共団体からの助成金には当てはまらないため、補助金収入には該当しません。また、還付金的性格を持つことから、寄付金収入も馴染まないと考えられます。したがって、（大科目）雑収入が妥当と考えられます。

支給決定金額は「両立支援等助成金支給決定通知書」で確認できます。

ただし、知事所轄法人においては、所轄庁の指示がある場合にはその指示により処理してください。

なお、助成対象となる休暇取得の期間は令和 3 年 3 月末まで延長されております（令和 3 年 3 月 25 日現在）。